

【議事資料】

(1) 審議事項

石巻市地域防災計画改訂案について

ア. 修正案に対する委員意見等について（資料1）

イ. 石巻市災害対策本部設置基準及び非常配備体制の見直しについて

本年4月、本市に危機管理部を新たに設置したことに伴い、石巻市災害対策本部設置基準など関係箇所の見直しを行いました。

あわせて、非常配備体制の基準及び内容についても、宮城県の現行基準を参考とした見直しを行ったことから、石巻市地域防災計画における関係箇所において、前回改訂案から必要箇所を追加で修正するものです。

（参考）

「石巻市災害対策本部等運営要綱の一部を改正する訓令（令和7年8月22日：石巻市訓令第21号）」

(2) その他

津波避難対策緊急事業計画の基本となるべき事項について

本市は「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」の規定により、「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域」に指定されており、「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進計画」の作成が義務付けられておりますが、令和5年10月に開催した防災会議において、「石巻市地域防災計画」は、同推進計画を兼ねることとして位置付けております。

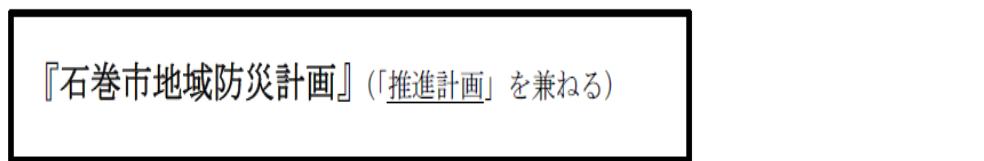
あわせて本市は、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に伴い津波が発生した場合に、特に著しい津波災害が生ずるおそれがあるため津波避難対策を特別に強化すべき地域である「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震津波避難対策特別強化地域」にも指定されております。

同特別強化地域に指定された関係市町村は、市町村防災会議が定める推進計画（本市では「地域防災計画」に兼ねている。）に基づき、「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に伴い発生する津波から避難するため必要な緊急に実施すべき事業に関する計画（津波避難対策緊急事業計画）」を作成することができるとされており、この「津波避難対策緊急事業計画」を作成することにより、その事業について国から財政的支援を受けることが可能となります。

本市では、この「津波避難対策緊急事業計画」を策定するにあたり、その具体的な事業を現在検討していることから、事業が決定した後、上位計画である「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進計画」を兼ねた「石巻市地域防災計画」に明記する必要があるため、今後、津波避難対策緊急事業として位置付ける予定としています。

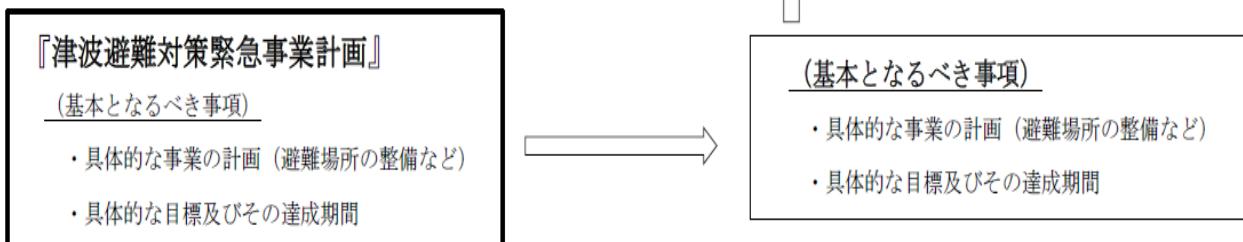
(表1) 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震対策推進地域

※「推進地域」は「推進計画」を作成しなければならない



日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震津波避難対策特別強化地域

※「特別強化地域」は「津波避難対策緊急事業計画」を作成することができる



計画案を内閣総理大臣に提出



内閣総理大臣の同意



作成完了

(国からの財政的支援が得られる)